

平成 18 年 5 月 26 日

各位

会社名 株式会社コロワイド
代表者名 代表取締役社長 渡辺順寛
(コード番号 7616 東証第一部)
問合わせ先 専務取締役 野尻公平
(連絡先電話番号 045-312-5970)

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、本日（平成 18 年 5 月 26 日）開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

内部統制システム構築の基本方針

第 1 編 総則

当社は、会社法および会社法施行規則にもとづき、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性の確保、法令・定款等の遵守という三つの目的を実現するために、内部統制基本方針を定める。

行動指針

取締役会は、内部統制基本方針を策定し、取締役による内部統制の実施状況について定期的にまたは随時、報告を受け、また、報告を指示し、内部統制の実施状況を監督し、適宜、内部統制基本方針の見直しを行う。

代表取締役社長は、取締役会が決定した本内部統制基本方針に基づく内部統制の整備および運営に責任を負い、上記三つの目的を当社の最優先課題とすることを全役職員に周知徹底する。

法令および社会倫理規範の遵守（コンプライアンス）に関する内部統制の整備および監督を行うために、社長直轄の内部監査担当を置く。

当社グループ全体の横断的な立場で内部統制の整備および監督を行うために、当社取締役会には、監査役全員およびグループ会社各社長も参加させる。

第 2 編 法令・社会倫理規範遵守の管理

法令遵守のための内部監査の実施

(1) 法令遵守のための内部監査の意義

当社グループの各営業店舗およびキッチンセンターは、飲食業の一員として、まず食中毒の発生を未然に防ぐため、手洗いの励行、賞味期限の厳守、冷凍食品が常温で放置され

ていないか等の点検、清掃の徹底を行う。また、営業店舗には多くのお客様をお迎えするため、火災の発生を防ぐことは勿論のこと万一火災が起きた場合を想定して避難口の表示と避難口がきちんと通れるようになっているか等の点検を行う。さらに、当社グループ店舗では多くのパート・アルバイトを雇用しているので、臨時従業員の履歴書などを鍵のかかる場所に保管しているか等の点検を行う。

（２） 運営方法

食品衛生法、消防法、個人情報保護法その他関連法規の趣旨を理解して、営業許可書、食品衛生責任者、防火管理責任者の届出などの形式面のみでなく、これらの法令遵守に欠かせない項目を網羅したチェックリストに基づき内部監査を行う。

グループ会社は各社毎に、各社の社長直轄の内部監査チームを作り一定の書式に基づき内部監査を行う。各グループ会社社長は、各会社毎の内部監査計画書および半年毎の実施状況の報告を、当社社長および社長直轄の内部監査担当あてに提出する。これらの報告は、当社社長およびグループ会社社長が、各店舗への訪店指導の際の参考資料として使用する。

各社社長の店舗巡回で、特に清掃の行き届いた店舗には、優良店舗としての表彰を行ない、店舗従業員の間に、飲食に携わる営業店舗に課せられた法的規制の趣旨を十分に認識させる。

第３編 リスク管理

当社グループは、あらゆる緊急事態に備える目的で、リスクを下表のように分類し、夫々の場合毎に、報道管制に至るまでの全ての対応策について「緊急マニュアル」を作成して、緊急体制を整える。

1	通常営業時対応	店舗における 一般苦情 難癖をつける苦情（金銭要求型）
2	大規模災害対応	地震 台風・豪雨・豪雪 火災 爆発 事故 盗難・強盗
3	食品事故対応	
4	その他	上記以外の店舗被害

第４編 業務の効率性の管理

当社は、グループ会社の中期経営計画を具体化するため、グループ全体の中期経営計画に基づき、每期グループ企業毎の業績目標と予算を設定しグループ企業に提示する。新規出店・リニュー・アル・閉店などの店舗政策については、原則として、中期経営計画の目標への貢献を基準に、その優先順位を決定する。

各グループ会社の社長は、各グループ会社が実施すべき具体的な施策を決定する。

取締役会は、毎月、グループ会社に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、実行させる。

上記の議論を踏まえ、各グループ会社社長は、各グループ会社が実施すべき具体的な施策および権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。

グループ会社での新規出店・リニューアル・閉店に関する店舗政策につきましては、個別の案件毎に当社取締役会に上程し、承認を受ける。

第5編 財務報告の信頼性確保

(1) 当社は、財務報告の信頼性を確保するために、以下を実施する。

- 店舗施設の取得については、取締役会の承認の下に行う。
- 出金手続きは、注文書、注文請書、請求書等の伝票類に基づき行う。
- 入金手続きのうち、各社の本部集中経理になじまない営業店舗での売上金については、他部門による相互牽制後の金額に基づき行う。
- 財務諸表は、準拠すべき法令、企業会計原則、社内規定など一般に公正妥当と認められる企業会計を留意し作成する。

(2) 売上金管理の意義

当社グループでは、各社とも本部集中経理を採用しており、仕入や経費項目、敷金保証金などについては、請求書にもとづき経理課員による厳密な点検を経て支払う。

一方、売上金についてはほぼ100%店舗従業員の管理下にある。レジ閉め後の売上金は直ちに最寄の銀行口座または店舗内に設置されている入金機に入金することを原則としております。売上金の入金を早める目的で、他部門の担当が入金状況を監視できる体制を構築しております。

今後につきましても、本部集中制度になじまない勘定科目があれば管理方法を改善していく予定です。

第6編 企業集団の内部統制確保のための体制

企業集団の内部統制を担当する部署として、社長直轄の内部監査担当を置き、グループ各社への指導・支援を実施する。また、内部監査担当は、グループ各社の内部統制の状況についてまとめ、定期的に当社取締役会および監査役会に報告する。

以上